政令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第六条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項並びに附則第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令

本則中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（費用負担調整機関としての指定を受けることができる法人）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（認定の協議の相手方）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第三項の規定による協議は、同条第一項の認定の申請に係る発電に利用されるバイオマス（法第二条第四項第五号に規定するバイオマスをいう。）が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める大臣にするものとする。

一　農林漁業有機物資源（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第一項に規定する農林漁業有機物資源をいう。以下この号において同じ。）　農林水産大臣（農林漁業有機物資源が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第四号において同じ。）である場合にあっては、農林水産大臣及び環境大臣）

二　食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）　農林水産大臣及び環境大臣

三　発生汚泥等（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条の二第一項に規定する発生汚泥等をいう。）及び建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。）　国土交通大臣及び環境大臣

四　廃棄物（前三号に掲げるものに該当するものを除く。）　環境大臣

2　前項の規定は、法第六条第七項において準用する同条第三項の規定による協議について準用する。

（賦課金に係る特例）

第二条　法第十七条第一項の政令で定める倍数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位（同項に規定する電気の使用に係る原単位をいう。以下この項において同じ。）の平均に八を乗じて得た数を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均で除して得た数を基準として経済産業大臣が定める数とする。

2　法第十七条第一項の政令で定める量は、百万キロワット時とする。

3　法第十七条第三項の政令で定める割合は、百分の八十とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（東日本大震災により被害を受けた電気の使用者に係る賦課金の特例）

2　法附則第九条第一項の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　事務所、住居その他の施設又は設備（以下この項において「事務所等」という。）について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたことにつき当該事務所等の所在地を管轄する市町村長その他相当な機関から証明を受けた者であって、請求電気事業者（法第十六条第一項の規定により同項に規定する電気の使用者に対し賦課金を支払うべきことを請求することができる電気事業者をいう。第三号において同じ。）に対し、当該証明に係る事務所等又はこれらに代えて用いられる事務所等において使用する電気につき当該請求電気事業者からその供給を受けている旨を申し出たもの（次号に掲げる者を除く。）

二　警戒区域等（平成二十三年四月二十二日において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域その他これに準ずるものとして経済産業大臣が定める区域又は地点をいう。以下この項において同じ。）又は警戒区域等であった区域若しくは地点に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結しており、かつ、当該契約に基づき供給される電気を使用する者

三　警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結していた者その他これに準ずる者として経済産業大臣が定める者であって、請求電気事業者に対し、当該事務所等に代えて用いられる事務所等において使用する電気につき当該請求電気事業者からその供給を受けている旨を申し出たもの（前号に掲げる者を除く。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令の廃止）

2　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百五十七号）は、廃止する。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令の廃止に伴う経過措置）

3　前項の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（以下「旧特別措置法施行令」という。）第三条から第五条までの規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法施行令第三条中「法第九条第一項の認定（次条の変更の認定を含む。以下同じ。）」とあるのは「次条の変更の認定」と、旧特別措置法施行令第四条中「法第九条第一項」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。）第九条第一項」と、旧特別措置法施行令第五条中「法第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

経済産業大臣　枝野　幸男

内閣総理大臣　野田　佳彦